

理財局特別情報 (第二十五號)



理 財 局  
昭和二十一年八月十六日

産業再轉換と労働問題

同 次

一

序

說

米國における労働問題

意 義

原 因

爭議概觀

労働争議の産業再轉換に対する影響

債銀と物價

爭議對策

(六) (五) (四) (三) (二) (一)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 180 1 2 3 4 5 6 7 8 9 190 1

三、(七) 資本主義修正への方向  
中國に於ける勞働爭議

罷工概觀

(一) (二) (三)

原 因 對 策

意 義

事 義 概 觀

四

日本に於ける勞働爭議

(一) (二) (三) (四) (五) (六)

對 策 原 因 生產管理

我が國の勞働組合運動

対策

産業再轉換と勞働問題

一、序説

米國をはじめとして世界各國は終戦を契機として深刻なインフレ及び失業不安等を反映して未曾有の勞働運動の波に見舞はれてゐる。而も今次大戰によく世界の被害は甚大である。その復興の爲には生産力の増強こそ急務である。勞働問題はこれに直角的関聯をもつものとして第一に注目されねばならない。以下米國中國及び日本につき概観する。

二、米國に於ける勞働問題

一、意義

(1) 國民經濟的には産業再轉換の進行を阻礙するといひては過少、生

産と過少消費、反動の到来をもたらし完全雇用の挫折を意味する。

(2) 世界經濟との関聯に於いてみれば、世界各國は今や戰後復興を米國の極大本經濟力の援助の下に遂行せんとしてゐる。從つて爭議によつて再轉換の阻礙は世界復興に深刻な影響を與へずにはおかないと。

(3) 第一次大戰後の勞働問題との實的相違（世界第四號）

(4) 勞働事情の發展

(a) 組合活動の成長

(I) 組合員の數についてすれば前大戰後にはせいぜい四百萬程度だったのが、現在は千四百萬人を超えてゐる。

(II) 組合の性格も曾つては技能別に分けて組織されたが、しかし中心であつたが、現在は産業別組合である。

か A.F. しと並び立つた状態である。

(a) 勞働階級既得権益の伸張

(b) 三十年代ニユーハーバードル期を通じて勞働者の團体交渉権が確立され、選葉権が法的に確認され、所謂ノリス・ラグニア法が創設された。

(II) 失業保険制度

(a) 最高労働時間や最低労働賃銀の制度が聯邦的で規定されれた。

(b) かくして労働者即消費者の立場を代表し得る組織の大さな力として業者に對抗し得ることとなり、このことはたゞへその直接の要求如一見經濟的なそれである賃銀値上に盡するものであつても、本觀的には大きな政治的意味をもつものである。

(二)

## 原因（時評六、一）

(1) 戰時中に膨脹した物價狀態、生計費に對して戰後下降の傾向を示す債銀產出率

(2) 戰争の終了と共に軍需注文の解約により生産は當然減退する。これに從つて失業と債銀の低下が起らざるを得ない。

(a) 一九三九年を基準にすると一九四四年四月の米國工業生

産の綜合指數は二一九であった。

(b) 米勞働統計局の指數によれば

(一九三九年と一九四〇とす)

一九四五 年	工場雇用指數	
	（五月）	（八月）
一九四四年	一大大	三三五
（五月）	一一一	一一五

(3) これに對し物價は戰時中の最高價格制度の離持に依り奔騰

支防がれではゐ方が、なほこの統制をはね返して騰貴へ、生計費は上り、殊に賃物價は著しい騰貴を示してお方。

(ア) 戦時中勞働條件の差別化の正常狀態への轉換

(イ) 勞働時間短縮に由る實收入の減少 (世界經濟月報三、二月號)  
(ウ) 主要軍需工業や勞働力不足の工業地域では戦時中最短四十八時間制へ五十時間以上に増加した部門もあつて行はれ、四十時間を超過する労働に対するは公正労働標準法に基す一倍半の賃銀が支拂はれた。

(エ) 此の結果耐久財工業の週賃銀は一九四一年一月一四五六年大月の間に三〇・四八弗から五一・七九弗へ六〇%の増加を見た。  
(オ) 勞働統制局調査、但し税金を控除せず。

(ハ) 終戦後の四十八時間労働制廢止の結果は週賃銀四二弗以下へ低下した。

事議観

三月迄

この期に於ける勞働爭議はシカゴの肉類罐詰工場の罷業に政府の接收権の発動を見た以外、一應勞資相互の自由な團体協約による解決せらるてゐる。これにて同社の罷業に就いて觀察しよう。

1. 同社の罷業（時經三・一五、三・二八）

(1) 勞働者側の要求

(1) 於戰後ににおける時間外勞働中止に伴う残業手當の喪失  
と生計費昂騰を補ふための賃銀引上

(2) 價格改訂を伴はざる賃銀の引上

(3) 罷業の期間及び参加人員

罷業は同社從業員十七萬五千名が百十三回間罷業を繼續

した。

(C) 解決

トルーマン大統領の實情調査委員會及び特別解決委員會による解決の試みは共に失敗し、結局調停官による勞資の歩み合いでおつて一時間借り十八仙半引上の新債銀團体協約により解決されたのである。

(2) 三月以降

この期に於ける罷業はその解決に至る過程に政府の接收権の發動があり事態は前期に比し深刻化してゐる。これを炭礦罷業及び鉄道罷業に就いて概観しよう。

（1）炭礦罷業（時經四・四、五、一四、三一）

(2) 鐵山労働組合側の要求

鐵山労働組合會長ジョン・レイス氏は資本家側に次の條件

を要求した。

(I) 健康安全施設の改善及び厚生資金の設立

(II) 債銀引上げ

(a) 會議經過

(I) A.F. し鑛山労働組合所屬瀋青炭坑次四十餘萬人が四月一日午前五時より一齊罷業に入つた。

(II) 大統領ルイス氏及び炭礦業者代表チャーチルス・オニール氏の會談により厚生基金等に關し原則的諒解が成立し五月十三日より二週間罷業は中止せられた。

(III) この間ト大統領は事態の重大性にかんがみ二十一日夜全國炭坑の接收を断行した。

(IV) その後交渉不調により五月二十五日夜半本州政府接收下に罷業は再開された。

(C) 解決

二十九日ルノス氏とクルト・ダル路長官との間に意見が一致し、次の條件により罷業は解決された。即ち

(I) 一日一弗八五仙の賃銀引き上げ

(II) 石炭納附金を財源とする厚生基金の設立

(D) 鉄道罷業

(E) 原因及び経過

(1) 本鉄道乗務員友愛會及び機関手友愛會は賃銀値上げを要求し五月十八日より罷業に入る旨指令した。

(2) ト大統領は事前にこれを解決せんとして十七日全米の鐵道特赦を命じ、直特機関手、列車乗務員に對し罷業に参加せざる様懇請したが罷業は二十三日開始した。

(3) ト大統領は鉄道の重要性にかんがみ、軍隊による運轉

といふ強權の説動を通告したが、これが説動三分前に解決された。

(b) 解決條件

- (1) 一月一日に遡つて一時間十六仙増給  
(2) 五月二十二日以降はこれに更に二仙半を加へた十八仙半増給

(a)

(1) 梅蘭業の產業再轉換に對する影響

(1) 梅蘭業の約五〇%は鋼鐵を原料とし、且つ鋼材の手持ち僅か十五日分といふ工場が多數を占めてゐる狀態よりすれば、その影響のいかに深刻なものは想像されえやう。

(2) 敦賀後一週間の損害(時報一三一)

- (a) 産業及び勞働者の損失合計は一億九千九百六十万圓に推定された。
- (b) フォード及クライスラー両社では操業短縮の已むなきに至つた。
- (c) 露天の繼續はその影響を更に深刻化した。即ち(時報三・二三、二・七、二・八)
- (d) 政府は八十五萬噸に上る本年上半年期の鋼鉄輸出計畫を取消した。
- (e) 鋼鐵を原料とする工場の作業停止するものの續出し、自動車工業部門に於てはクライスラー社を除いての工場が作業を停止するに至つた。
- (f) GM社の損失は合計十億佛に上るものと推定せられる。
- (g) 青島鋼鐵露天は発生以來四週間に亘り次の如き損害を生じた。

即ち遼寧省鐵協會の發表によれば（時經五、三）

(a) 嶺坑業者の損失は一週間三千大百萬佛

(b) 勞働者側の賃銀喪失は三千三百三十萬佛

(c) 石炭輸送中止に伴ふ鉄道會社の打撃は千八百五十萬佛  
更に右罷業の鐵鋼業及び他の工業部門に及ぼした影響を見  
れば一時經四、二、五、一五。

(d) 鐵鋼會社の作業率平均は五八七%まで下落した。

(e) 嶺嶺罷業に基く鐵鋼生産喪失高累計は四月下旬三十萬屯  
に達した。

(f) かく罷業に伴ひ鐵鋼の不足は自動車工業界に重大打  
撃を与へフォード社では事實上作業を停止し、勞働者四  
萬五千名が遊休するに至った。

(五)

## 債銀と物價

(1) 米国政府は幣鈔主義による債銀引上、要求に對し價格を改訂せざる範圍に於て、その解決を計ることを方針とした。しかし罷業は要するにインフレの直接的反映であつて、偉大なる經濟力を誇示する米国すらも間断ないインフレの脅威から免れることは出来ず、結局問題は資本主義構内において循環的なものであることを示してゐる。その顯著なるあらはれは新債銀物價政策とそれに基く價格の引上げである。

## 新債銀物價政策による債銀と價格

## (2) 新債銀物價政策（一時經大、一三）

(3) 全米に及び製鋼罷業解決を直接的な契機として發表された。

## (4) 新政策の方針

(5) 現在の罷業が長期化すれば生産は停頓——インフレ圧迫

が激化する。

(II)これを除去するためには何よりも生産増強が本題である。このために現在原價高と價格の停止によつて苦境に陥つてゐる多數會社の救済が必要である。

(III)従つて一定限度内において銀銀の引上げと、會社利潤平均を一九三六・一九年の水準におくことを目標にして價格の引上げを認める。

### ii) 鋼鐵價格引上げ

(I)二週間に亘る鋼鐵農業の結果、一時間當十八仙半の價格增加が認められた。

(II)而して鋼鐵の價格は一噸につき五佛の引上げが行はれた。

### (二) 肉類價格引上 (時報三一)

(I)新價格政策により十三萬一千人の肉類罐詰工場從

業員に對し時間給十六%の引上手が許可された。

臣、一方三月十一日取附肉糲最寄價格は一石半以上に於此だ。

角轎車小賣價税込上りの時給土一二ヒー

注物價管理高は五月十二三日爲動博十六品目的小賣最高  
標準を三十二兩乃至五百六十四兩方引上げた。  
臣その理由下記の如く

中製錫器業の結果、苦慮の傾銀廻上り、其れに據る鈑  
銀價格既定五勝料上りれ也こと。

山銅鉄その他の資本額少品の廻上りは現在の最高價格大

比一千八百石即ち約七千五兩である。

大鹿坑勞働者及び鉄道從業員等價銀引上りとその影響  
山價銀引上りと原生基金の發起に伴ひ遼寧省一噸六十五  
七十五仙の價格の引上りが要す萬方と見積りれてゐる。

(五) 鉄道貨物運賃も一時間費りての便車の運賃引上ヶが認められた。上記を補ふためには運賃の引上ヶが中止となりかくして運賃引上ヶは石炭の消費者價格より更に割引され、又炭價及び運賃の引上ヶの結果は細々に影響を受け、經營高を抑止ために更に價格引上ヶを実現するに至る。

（六）此の運賃の割上げの認めたものの中には、牛乳  
タバコ等がある。

（七）（八）機械と物理の標準化されたものではあるが物價統制法と新規機物價政策は未だ二度の予算案、既たの予算案により實現されたが大物價統制は未だ未だ大物價抑制否認められ、起用一日政事動向は馬鹿、二計算、三十四年五月、そして三月に至るが如何とあれども、それ以後

に勞働運動の影響を及ぼすには至らぬであらフ。米國勞  
働同盟會長クリーリン氏は直ちに臨時物價統制法を立法せよと  
上處に打電してゐる。

(六)

某議員集

中議院演説は不擇哉これか辭決へ對する政府の干涉も強化され  
て、直ちに財政と金融の開聯する物價政策にも影響を與へすれば  
其の結果は大變りを致對策以前より一概難ずる。

全ノ勞働會議

中勞働及本山自農的意趣に從ひ團体協約の口滑石名運同に早  
く約定を結んでんとして昨年水設置され  
の後、社の改修を行はずに賃銀の引上げを事業主側に要請する方  
事も方針とした。

(元) これは附期の效果を擧げ得ず解散した。  
實情調査委員會制度

16 本制度の内容

(a) 鉄道労働法の趣旨を採用したもので、

第三者委員により  
調査委員會を設置する。

(b) この調査期間中罷業を停止せしめ該罷業が公正なりや否

やを決せんとするものであら。

(c) 結局この委員會の機能は單なる調査機關に止るものである。

(d) 労働組合側はこれももつて組合権を有さしのである。

(e) 資本家側は本制度による會社經理の調査に反對する。(印)

M社の拒否等)

(C) ニューヨークタイムス紙の論説

本制度のみに頼る事は不可能であり所詮は調停制度の強化、政府干渉の継続が必要であるとしてねむ。

(B) 新債銀物價政策の確立

(a) 本制度による債銀引上げの為に價格の改訂が必要なりや否やを決定せんとするこころみは失敗した。

(b) J.S.スチール社の争議を契機に新債銀物價政策が確立された。

(c) 本政策は債銀の引上げと同時に場合によつては製品價格の引上げを許容せんとするものであら。

(3) 4.1法案(外債二公號・五ニハ)

(1) 本法案の内容

(a) 勞資紛争を平和的に解決するため勞資及び政府の三者調

停戦員書立議置する

- (一) 國体交換又は委託による協定成立敗の場合は一切の爭議に對し三ヶ月間の茲期調停期間を設ける。
- (二) 右期間内の罷業乃至工場閉鎖を非法行為とする。
- (三) 勞働組合は契約に違反した場合裁判所に懲罰される。
- (四) 勞働者ビケットに當り暴行を加へたことを禁止する。
- (五) 本法の罰則として團体交換権停止又は全團體労働關係法に依り個人の雇用権利を剥奪する。
- (六) 本法は上院を五月二十五日、下院を五月二十九日決々通過した。
- (七) 平常の事態に於ける勞働制限法は本法律を以て廢止とする。
- (八) 本法が實施されればワーカー法をもつて勞働者に許容された種々の特典外大半に削減せられ。

- (木) 本法は大正十九年ト大詔頒は事の叶 捷音も内閣に至つた。
- (4) 龍葉停止緊急臨時満蒙事外信 大正九年
- (5) ケース決案以上に龍葉聯属満蒙にて同下院で審議中西  
ト大統領の本點案が承認
- (6) 内容
- (7) 大統領は微弱接続出立號、輔助署の他に總議においてて本項  
操叢停止し、關屬經濟官庫に準ずる事場海關的關係事務を  
宣言シラカバ
- (8) 同軍艦の下船於レル大統領は操叢科開日期日未決定ノ又  
政府管理下泊於中日支那對外關係並伴隨規定有
- (9) 政府と協力接連之者並葉看後賣參勢利觀母指導者は該處謂  
金五千兩、禁酒一斗及上品酒内相呑也前事
- (10) 政府層面申付龍葉又は操叢科下重關金元普保總經滿蒙之

しての資格を喪ふ。

(a) 檢事總長は政務の操業再開の命令を施行せしめる様地  
聯邦裁判所に尋請し得る。

尚上院に於て削除せられたる條項は次の如し。

(b) 政府の工場接收後大統領は政務の指令に反する労働者を軍  
隊に徴収し得る。

(c) 政府管理中に於ける収益は「公正なる補償」を企業者に  
支拂つた後の純益は大藏省に収納する。

(d) 政府管理中罷業した労働者は政府接收の終了後勤續年限  
の特權を喪ふ。

(七) 資本主義修正への方向

上述の方向とは別に米國においては資本の所有と經營の分離

勞働者の經濟參加の問題に關し新資本主義の提唱と工場委員會がある。

(1) 新資本主義の提唱 (外信五十五)

小商業會議所會頭ヨリ少ノジミンストンは五月三日米國に於ける新資本主義を左の如く提唱してゐる。

(2) 資本主義は今や修正を必要とする段階に達してゐる。資本主義を延命させる爲には從業員の做る經濟參加が不可缺の要件である。

山水園に於ける經濟的自由は未だ少數の個人の特權となつてゐる。然し資本主義が今後も存續すやうであるとすれば必ずその個人が自己を資本家とよばしめ方やうにしちゃけれんわぬ。即ちすべての者が資本主義に財政的權益をもつやうになければならぬ。

(五)

これか爲め従業員に利潤を分配して重技會に従業員を  
参加せしめて事業經營に參劃させることを要する。

(六)

個人に積極的野心があることは資本主義の生命である。

(七)

今や社會主義が資本主義かは世界の人々の審判の前に  
立つておる。然し最も多くの個人に最も多くの利益を

與へる機構が結局勝利を得てあらう。

(八)

新資本主義は少數の漏れ利益を圖るものであつてはなら  
ない。實業界はこの新資本主義を創り出す爲に主動的役  
割をつとめなければならぬ。

(九)

實業界は最高價銀制度及び利潤分配制度を好意を以つて  
考慮しなければならない。

(十)

個性の至上性を認め多くの個人の爲めに個人のイニシアチ  
ブに全幅的な活動の機會を与へやうとする考へ方は米國の

各方面に於てある。例へば商務長官ウオーレスも著書

「大千萬人の仕事を於てこの点を強調してゐる。

(2) 工場委員會 (毎日大)

い、工の傘下の勞働組合が經營參加の爲めに設立したものである。

(1) アラマン・シャーフとがシンシナティミーリング等の工作機械生産會社にそれを見た。

ハ、勞働組合はこの工場委員會を通じ勞働條件、福利厚生施設は物論利潤分配にまで参加してゐる。

(2) フランク・シャーフ會社の場合、從業員平均勤続年数が三十年以上であるのはこの工場委員會に負ふ所が多い。

二

中華人民共和国に於ける勞動會議

(東電五、二七、大、三)

罷工（罷業）概観

上海に於ける罷工

(1) 終戦後国民政府の上海接收以來、同地に於ては物價騰貴と

失業の爲罷工は続發した。即ち

（2）罷工件數

一萬件

（3）参加労働者

延五十萬人

と推定せらる。

(4) これを支那事變中の罷工との比較を上海罷工統計によつて  
みれば

罷工件數

参考工員數

一九三八年	二八
一九三九年	一一一
一九四〇年	二八九

七、四〇九

一一四、二三〇	三三、三一四
---------	--------

(二)

（一）在ほ失業者の増大と飢餓の逼迫は罷工状態を益々悪化し、爭議は各地に波及重慶、西安その他の重要都市産業は危険に瀕してゐる。

原因

- (1) 一概的に原因はいづれも經濟的性質のもので物價騰貴とこれに對する銀引上速度の乖離が根本をなしてゐる。
- (2) 上海の罷工の具体的の原因を上海市政局勞工處長李劍華氏の報告によつてみれば次の通りである。
- (3) 八月十五日日本投降後操業停止、開鎗した日本及び偽政府の工廠工人の解散費、生活維持費の要求
- (4) 物價騰貴による工價値上げ、待遇改善の要求
- (5) 失業工人の就職要求

(二) 旧正が差迫つたため工人の年末賃與の要求

(三)

對策

(1) 國民政府の罷工對策

(1) 終戰後発生した勞働運動に對して最初政府側は理解ある態度を示し、強制主義的請立法の発動を控え出来るだけ仲裁的立場に於てその解決を計つて来た。

(2) 併しその後益々悪化して来た爭議風潮に對し、國府は強制制度の施行を爭議彈圧に取り出した。

(3) 仲裁委員會

(4) 四月二十四日行政院公布の法令に依り地方政府に常設された。

(5) 勞資双方は仲裁を経ずして如何なる罷工、停工、停業も

嚴禁された。

(C) 仲裁委員會の裁決に従はない時は地方政府は裁決を強制する権限が与へられてゐる。

(B) 上海市政會の罷工對策

(A) 失業工人に對する救濟支出

(B) この爲に上海失業工人救濟會が設置された。

(B) 救濟會は各工廠單位に、<sup>なるべく</sup>水に應じて麵粉の配給を行ひ或は接收工廠工人に対する解散費を支給する等廣汎な救濟活動に乗り出されてゐる。

(C) しかしこれは根本的解決方法ではない。

(D) 勞働爭議處理辦法

(A) 爭議豫防手段として失業工人の復工要求を調節するため工人の過去に於ける對日協力の程度により復工順序を設

ける。

か就農工人の賃銀増額要求に對しては物價指數に応じて賃銀を変動させるスライドインクスケール法を勧奨した。これにより解決が奏功せず争議を招来した場合には国府の「賃金調査置法」により積極的に調停、仲裁を行ふ。

#### 四 日本における労働争議

##### (一) 意義

終戦以来我が國の産業經濟は生産管理を主体とする未曾有の労働運動の波に見舞はれてゐる。それは戦争に因る經濟力の破壊、急激なる労働者の解放、資本主義に対する深刻な批判、急速なインフレの進行等に基く事は云ふ述らない所である。

(二)

爭議概観  
(經濟五二)

日本

爭議發生狀況  
爭議件數

昭和二十一年九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月
昭和二十一年一月								
三月	二	一	四	三	二	三	二	三
四月	九	一	六	四	一	一	一	一
五月	一	八	四	一	一	一	一	一

(三月二十四日)

(2) 生産管理

一月 一二三件

二月

一七件

三月

二七件

四月

二九件

五月

一四件

(3)

三月の事議に就きその内譯をすれば（五月三十日現在）

件數

九一件（罷業等の所謂事議に至る前に解決されたるものも含む）

内譯

生産管理 一三件

同盟怠業 七八

同盟罷業 一二

工場閉鎖 三

労働争議の總件数と對する比率。三四九四にて一月〇・二九。

二月〇・二六に對し増加してゐる。これは勞働問題の深刻

化を意味する。

(三)

原因

(1) これが三月の勞働争議に就いてみれば（日本經濟五二二）  
總件數 九一件 の内

(1) 債銀引上要求

大五件

(2) 社内民主化監督者解任  
經營參加

一二二

(2) 解雇反對

三四八

(3) その他

五九

(2) すなはちインフレの反映としての債銀引上要求がその大部を  
占めてはゐるが、所謂産業民主化の要求も見逃すことが出  
來本い。

(四)

我が國の労働組合運動（時產二一八）

(1) 労働組合運動の進歩—生産管理の誕生

(2) 労働組合は資本主義の全盛期に労銀値上による資本利潤の分配要求をスローがソニ誕生した。ここに階級對立が生れ經濟闘争の性格が表はれた。

(3) 今やその經濟的基盤は一變し資本主義は崩壊期に直面し而戦争による被害は徹底的である。

(4) かかる事態の下に於ける單なる債銀値上要求は利潤の公平なる分配を意味せず、價格の騰貴による消費者への負擔の轉嫁、ひいては労銀と價格との悪循環を生む。

(5) かくしてここに階級闘争と經濟闘争を止揚して政治活動へと發展し「日本産業復興は労働者の手で」といふスローがソニをかげるに至つた。これを端的に表現するものこそ生

産管理である。

(2) 勞働組合の發展（日本經濟五一、毎日二、三二）

(1) 勞働組合の結成状況

勞働組合法が施行された三月一日より七日間の届出によると、軍位組合の結成は三千七百四十五、組合員數百六十九萬九百八十五人に上つてゐる。

(2) 産業別單一組合化への發展

二月九日全日本新聞通稿關係を包含する日本新聞通稿労働組合が誕生したのを嚆矢として、産業別單一組合への傾向が濃厚である。この場合日本労働總同盟と労働組合協議會の折衷寄りが問題となる。

(3) 勞働組合の發達と我が國民經濟

(4) 勞働者为主体的性質の変化

勢効者が團結の力を通じて、一方では労働條件の改善に依るその地位の向上を圖りながら、同時に他方では一步を進めて彼等が經營參加の機を擴むまでに達するとすれば、この場合勞働者は一般に肉体的にも精神的にも、勞働力としては積極的により有效に、より能率的に機能し得るものとなる。

(ロ) 低賃銀より高賃銀への変化による經營の質的變化

（ル）我が國の産業經營は、低賃銀の故に生産過程の技術的高度化、一概に生産の合理化への努力は稀薄で産業資本は商業資本的性格を有してゐた。

（ハ）勞働組合による勞働の組織化に基く高賃銀への傾向は産業經營をして生産そのものに關心の重點を移さず、即ち産業資本本來の機能を營ませるに至る。

4) 勞働組合の現実態

労働組合は、労働者の解放、經濟再建といふ重き使命と高邁なスローガンを掲げてはいるが、量的には刮目すべき發展を遂げたのであるが、その實態はどうであるか。そこには次の如き好ましからざる傾向を示してゐる。

(1) 今日めどころ一級の労働者大衆に組合結成の能力と自覺と信主性とか手だかりよく試験しておられる。これは

(2) 工員と職員の一緒になつて組合を結成しておる。  
此組合の指導は職員の手に、しかも經營に於ける中間指導の地位にある職員の手にある。

点にうかづはれた。

(3) このことから既に看過すべからざる二つの事態を生ぜしめてゐる。即ち

(五)

- (1) ダラ幹の出現。この事は組合の運営と行動とを實際に甚  
だよく無軌道のものにしてゐる。
- 山御用組合の出現

生産管理(朝日大一。)

(1) 時代的意義

資本家の生産サホ對抗手段として生産停滞を防ぎまた争議  
の手段としては生産低下を極力回避するため罷業に代るも  
のである。

- (2) 更に生管を通じて勞働大衆の生産意慾の向上、組合の強化  
が行はれる。

理由  
の爭議手段を採らず生産管理を行ふ理由としては

(b) 消極的理由

- (a) 爭議資金がない為ストライキが出来ない。  
(b) 今日の如き物資不足の時ストライキを行ふことは事實上  
合側に充分の言い分があるにしても一概の支持と同情と  
を得難い。

(c) 積極的理由

労働組合こそ資本家の生産サボを克服し、資本家に代つて  
正に新時代を拓く本筋の生産者である事を示さうとする。

(d) 具体的な労資交換決裂の焦點

- (a) 経営難を理由とする經營者側の工場閉鎖  
(b) 解雇反對、廣範圍に亘る經營参加要求、人事の民主的刷

新  
の諸問題に集中されてゐる。

（4）傾向

（4）長期化傾向

争議が尖鋭化し生産管理が永引く傾向がある。江戸川工業  
東京工場は三月一日から、日本ステンレス高岡工場は三月  
五日、東洋合成新潟工場は三月十三日から生産管理に入り  
また讀けてゐる。

（5）共同闘争・政治闘争への傾向

生管が承認くにつれて終来最大の隘路とされた金融と資材  
難打開に從業員組合が努力し、生管実施工場相互の融通機  
助或ひは銀行等の金融機関との聯繫に成功した例もあり、  
特に労働組合の組織の強化に伴い共同闘争が活潑となり、  
政治意識が昂揚するに従つて、經濟闘争から政治闘争へ移  
行する傾向が著しい。

(4) 生産管理の生産に及ぼす影響

の生管一般が生産に及ぼす影響を原則的に説明することは極めて困難である。

(1) 各業種別に經營の内部に立ち入つての個別的な吟味を要する。

(2) 生管は果して繼續再生産の意味を持つた生産であるか否か短期間では判定は困難である。

(3) 長期化した場合、金融、資本難等の逆條件で減産を余儀なくされたとしても、それが生管とのものによる減産か、或いは経済一般の悪條件から來る止むを得ないもののいかにも分別し難かに判定し難いのが現状である。

(1) 中央勞働委員會へ讀賣三・五

三月一日勞働組合法施行と同時に第一回の委員會を開催し、その運營に關する基本方針を發表した。

(2) 廉賤として公開のもとに開催せわれる。

(3) 勞働者擁護に主力を置くこと。

(4) 今後勞働組合が整備された暁にはこれら組合によって代表者を推薦させ、さらにこれと輿論と問ふてその結果により勞働者側の委員を改選し、同時に中立委員をも改選す。

(5) 爭議の際ににおける勞働者の示威行為は違法とせず、全體として勞働委員會は組合の解散を申立てることは出來ぬだけ避けろ。

(6) 全國各地に勞働者のクラブ設置を斡旋する。

(7) 生產管理對策

(小) 政府は最近の社會秩序保持聲明により生産管理に對する方針を明らかにした。即ち

(a) 生産管理は正當な爭議行為と認め難い。

(b) その理由としては、これを放任しておくと遂に企業組織を破壊し國民經濟之混亂に陥り水道や電力にならざる。

(c) 而して政府は勢質の活いかい場として經營協議會の設置を勧奨し、内閣書記官長談をもつて政府側の構想を明らかにした。

(d) 社會秩序保持聲明による生産管理否認に伴ひ、官長談をもつて明らかにされた經營協議會の政府側の構想は次の如くである。

企業者側と労働者側の同數の委員をもつて組織する。

1.5 協議事項

- (1) 生産計画及びこれを實行するためには必要な作業計画に關係ある事柄
- (2) 作業研究、技能改善その他労働能率の向上に關係ある事項
- (3) 勞働配置その他の作業條件の合理化に關係ある事柄
- (4) 危険防止その他の作業環境の整備に關係ある事柄
- (5) 勞働時間、賃銀の支拂方法及び決定基準その他勞働條件の適正化に關係ある事柄
- (6) 勞働衛生、労働能率の向上と労働強度の調整その他労働能力の保全に關係ある事柄
- (7) 食糧その他の配給物資の割當基準及び配給方法に關係

みる事柄

(四)従業者住宅、醫療施設その他の厚生施設の整備改善に

(五)厚生基金制度その他の厚生制度の設置運用に關係ある事柄

(六)厚生基金制度その他の厚生制度の設置運用に關係ある事柄

(C)經營協議會は實情に應じた彈力性あるものとする。即ち規模の大きい企業では、生産そのものに關係ある事柄及び労働條件に関する事柄を大き協議する生産協議會、労働協議會の二つを設置する。

(II)危険防止委員會、能率増進委員會、配給委員會、厚生施設管理委員會等の特別委員會を設ける。

(III)一つの職域だけで處理出来る事柄については職域協議會を設ける。

(3) 経営協議會（時事五・五）

(1) 現在既に經營協議會を設置し或はつくりつゝある企業は全

国で二百社以上に上つてゐる。

(2) これについて実情を通観すれば

(a) 使用者側は經營協議會を勞資協調機関或いは單なる諮詢機関として利用せんとしてゐる。

(b) 総合側はこれを積極的な經營參加への決議決定機関たらしめんとしてゐる。

(c) 従つて經營協議會は勞資闘争の場となり、經營參加の限界を法的に確立することが急務となつてゐる。

(4) 勞働立法

勞働組合法は制定施行され、現在審議中のものに爭議調整法  
がある。これに並行して労働保護法制定に對する要望がある。

(1) 制定要望の理由

(a) 現行労働保護法全般は工場法、礦業法、商店法との都度に応じて制定せられたるものであつて完全な聯絡なく複雑である。

(b) これらの適用範囲は十六才未満の童少若者だけを対象とするもので一般國際労働條約の基準はまだ高度文化國家の保護法に既すれど正に奴隸的保護法である。

(c) 勞働保護法を國際的水準にまで高めることはさて世界貿易への参加の如きは到底期せずともない。

(2) 反對意見

- (a) 現下の如き情勢不おつて勞働條件の最高水準を法律に定め、而して大巾に引上げることを却つて企業再開を妨げる。
- (b) 勞働條件の改善は勞働組合の團体協約による可能であるが、その法的根柢は不要がない。